

## 中等話しことば教育成立史研究

——「高等女学校規程」(明治28年)に見る「読方話方」についての考察——

安 直 哉

### 1. はじめに

明治33年に公布された「小学校令施行規則」の第四号表に「話シ方」の項が設けられた。この項の登場により、小学校での話しことば教育についての論議が本格化した。しかし、それ以前の、明治28年1月29日に公布された「高等女学校規程」の国語科の項には、すでに「話方」という言葉が書かれている。明治33年の尋常小学校の「話シ方」領域の独立設置の理由を論じた甲斐雄一郎氏は、論文の最後を、「明治28年の「高等女学校規程」における「話方」との比較(中略)など、多くの問題について論じ残してきたが、ここで論を結ぶことにする。<sup>1)</sup>と締め括っている。この「高等女学校規程」の「話方」を取り上げた先行研究は、いまだない。初等話しことば教育史を論じるうえで、明治33年の「小学校令施行規則」第四号表の「話シ方」の考察が必要なのと同様、中等話しことば教育史を論じるには、「話方」という言葉が登場した「高等女学校規程」を考察する必要がある。(高等女学校が中等教育機関であると同時に後期初等教育機関でもあった点は第3章第3節で触れる。)

本稿では、「高等女学校規程」の「話方」と、その5年後に公布された「小学校令施行規則」の「話シ方」との比較や影響関係を見ようとはしない。「高等女学校規程」に見られる「話方」には、どのような性格が与えられているか(第2章で第1と第2の性格を、第3章で第3の性格を提示する。)また、そのように性格づけられた話しことば教育にはどのような特徴があるか(第4章で論述する。)ということを明らかにすることが本稿の目的である。

### 2. 「高等女学校規程」に見る「話方」の2つの性格

最初に、本稿で問題とする「話方」という言葉が書かれている、「高等女学校規程」第6条の「国語」の項を引用してみる。

#### 二 国 語

初メハ普通ノ漢字交リ文ヲ講読セシメ漸ク中古以降ノ平易ニシテ雅馴ナル文章及歌ニ及ホシ又日用書類記事文等ヲ作ラシメ兼ネテ文法ノ大要ヲ授ク

国語ヲ授クルニハ発音及句読ニ注意シ読方話方ニ習熟セシメ文章ヲ作ラシムルニハ簡明著実ニシテ達意ヲ旨トシ文題ハ務メテ实用ニ適スルモノヲ撰ヒ文法ハ講読作文教授ノ際其ノ他便宜ノ場合ニ於テ之ヲ授クヘシ<sup>2)</sup>

#### 2-1. 第1の性格

「話方」は国語科の一領域ではない、というのが第1の性格である。「高等女学校規程」の公

布と同じ日、文部省は「高等女学校規程」の「説明」を發表している。その中で、「学科課程ニ  
関シ其標準ヲ示ス<sup>3)</sup>」として表を掲げている。国語科では、第1学年から第6学年を通じ、「講読」<sup>4)</sup>  
と「作文」の2領域が示されており、「話方」という領域は示されていない。「話方」は国語科  
の一領域ではない、というこの性格付けは、次の第2の性格とも関連してくる。

## 2-2. 第2の性格

「高等女学校規程」第6条中に、「話方ニ習熟セシメ<sup>5)</sup>」とあることをもって、目標として「話  
方」が独立しているとは判断できない。この第6条には「高等女学校ノ学科目ノ程度」として、  
修身以下手芸まで16の学科が書かれているが、最後の3学科を除く13学科の記述は、すべて2段  
落に分けて書かれている（仮に、第1段落をA段落、第2段落をB段落と呼ぶ。）。各学科とも、  
B段落の内容は、A段落の内容を達成するための留意点が書かれているという体裁になっている。  
例えば「八 家事」であったならば、A段落が「衣食住家計簿記家事衛生育児其ノ他一家ノ整理  
経済等ニ関スル事項ヲ授ク<sup>5)</sup>」であるのに対し、B段落は「家事ヲ授クルニハ成ルヘク実習セシメ  
務メテ実用ニ適センメンコトニ注意スヘシ<sup>6)</sup>」というようにである。「二 国語」のA段落には、  
学科課程表に掲げられている2領域、つまり「講読」「作文」と、さらに文法の各能力の育成が  
述べられている。これらの能力の達成を主目標とするならば、B段落に掲げられた「話方」は、  
主目標へ到達する過程で達成されるという、附帯的目標といった位置を与えられていると解釈で  
きる。学科課程表に掲げられず、時間割上の保証も与えられていない「話方」は、実際問題とし  
て、「講読」「作文」の時間の中での指導を基本とせざるをえなかったであろう。

## 2-3. 第3の性格

これは、第3章第3節で述べることにする。

# 3. 「高等女学校規程」作成過程の再構成 — 第3の性格の解明 —

## 3-1. 先行研究などについて

第3の性格は、「高等女学校規程」の作成過程を再構成することで明らかになる。

「高等女学校規程」の発表は西園寺公望文部大臣の時期になされたが、その作成は井上毅文部  
大臣の時期になされた、という事実は旧聞に属する。<sup>7)</sup>「高等女学校規程」の作成過程に関する先  
行研究としては、海後宗臣編『井上毅の教育政策』の中の、堀内守著「女子教育」が唯一と思わ  
れる。<sup>8)</sup>同書は、梧陰文庫を中心史料として、井上の教育政策を共同研究したものである。<sup>9)</sup>梧陰文  
庫とは、「熊本藩士時代から明治政府のブレインとして活躍した井上の全生涯を通じて、その座  
右に留めた各種の草稿類・意見文など文書約六〇〇〇点、および彼の蔵書と書約六〇〇部、漢籍  
約一七〇部などから成っており、井上の広汎な活動領域と重要な政治的役割からして、教育史は  
もとより、政治史・法制史・外交史等々の研究にとって欠くことのできない、極めて貴重な史料  
の宝庫である。」と説明される。<sup>10)</sup>堀内も、この梧陰文庫を中心史料としているわけであるが、そ  
れでも「高等女学校規程」の起草者、および起草者が作成にあたって参考とした資料などには言  
及できていない。

井上毅の文部大臣在任機関は、明治26年3月7日から明治27年8月29日までである。この期間に作成された「尋常中学校ノ学科及其程度改正」の草案が、梧陰文庫に残されている（梧陰文庫文書番号、B-2595。以下で随所に出てくる「B-○○○○」といった番号は、すべて梧陰文庫の文書番号である。<sup>11)</sup>）。その最初のページの右下隅に、「大窪」という捺印が認められる。ここから、この省令の起草にあたっては、当時の文部試補、大窪実が何らかの関係をしていたことが推察できる。これに対し、同じ井上文部大臣時代に作成された「高等女学校規程」の場合はどうか。梧陰文庫には、草稿が4種類残されている（B-3048, B-3051, B-3052, B-3053。これら4種類の関係については、先の堀内論文に詳しく書かれている。<sup>12)</sup>）。しかし、それら4点の草稿のどこを見ても、起草者を判明できる手がかりはない。

『教育時論』第348号（明治27年12月15日）には、「女子教育の方針を確定すべし」という社説が掲げられている。それを読むと、『教育時論』の論説者でさえ、「高等女学校規程」の作成が完了していたことを知っていないようである。外部には秘密裡のうちに作業が進められていたことがうかがえる。<sup>13)</sup>

このような状況のため、起草者を確定することは相当困難であると予想される。そこで、起草者は不明のまま、起草者が参考としたと思われる資料の側から探索を始める（本章第3、第4節）ことにする。ただし、その前に、次節で梧陰文庫文書からわかることのうちの2点を確認しておくこととする。

### 3-2. 梧陰文庫文書からわかること

①第1点として、B-3052・B-3053と官報で発表されたものとの間には送り仮名に多少の違いがある。例えばB-3052・B-3053では「話シ方」となっているが、官報では「話方」となっているというようにである。第2点として、B-3052とB-3053のB段落中の「着実」が、官報では「著実」となっている。第3点として、B-3052と官報とでは、A段落中の「兼ネテ」と「又」が互いに入れ替わっている。この点についてはB-3053と官報との間には違いがない。以上の3点以外は、B-3052, B-3053, 官報の三者間に違いはない（B-3048とB-3051には「学科目ノ程度」といった条文そのものが書かれていない。）。第6条の「国語」は、起草案にこれら3点の修正が加えられたものの、全体に関わる大きな修正は加えられることなく決定されたことになる。<sup>14)</sup>

②B-3051の第1ページ右下欄外には、「五月六日校」と書き加えられており、B-3053の第1ページ右下には、「会議了」と書き加えられている。これと井上の文部大臣在任期間とを考慮すると、明治27年（明治26年という可能性もないことはないにせよ、他の梧陰文庫の女子教育関係史料との関係で不自然となる。）5月6日以降それほど遠くない日、少なくとも明治27年8月29日以前に「会議了」ということで「高等女学校規程」の作成は終了したことがわかる。

### 3-3. 参考資料の探求——その1——

「高等女学校規程」第6条の作成の際には、何らかの資料が参考にされた、という考えが筆者

の前提である。文部省の官吏である起草者が、女子教育の全学科の教育内容を独創しえたとは考えにくいからである。

「高等女学校規程」が公布されると直ちに、『教育時論』第353号（明治28年2月5日）に「高等女学校の規程<sup>15)</sup>」という記事が載せられた。その一部を引用する。

高等女学校規程を公布せるは、頗る機宜に適せり。然れども其規程には、年限の自由を与へたること、技芸専修科を設くることを得しめしなど、善き点もあれど、大体に於ては女子高等師範学校附属高等女学校の規程を其儘に採用せしものにして、頗考慮を要すべきものなりと信ず。<sup>16)</sup>（傍線引用者記）

当時の「女子高等師範学校附属高等女学校規則」は、明治26年3月に改定されたものである。同校では明治16年8月に創定規則が作られ、それがその後の同校改定規則の基本となっている。この2資料は検討する必要がある。そして、もう1つ参考資料としたと思われるものがある。それは明治24年11月に定められた「小学校教則大綱」である。今日、一般には中等教育機関に分類されている高等女学校の学科目の程度に、初等教育に関する省令である「小学校教則大綱」が参考として使われることは、一見奇妙に思われるかもしれない。しかし、当時は理に通ったことであつたはずなのである。「高等女学校規程」第3条には、「高等女学校ノ第一年級ニ入ルヘキ者ハ修業年限四箇年ノ尋常小学校ノ卒業生若クハ之ト同等ノ学力ヲ有スル者トス<sup>17)</sup>」とある。つまり、明治32年2月の「高等女学校令」が施行されるまでは、高等女学校入学年齢と高等小学校入学年齢は同一であつたのである。その教育機関の名称の呼称からも、当時の文部省は、高等小学校に対応する教育機関としても高等女学校を考えていたことがうかがえる。「高等女学校規程」作成の参考資料として、「小学校教則大綱」の中の高等小学校の学科程度についての記述が用いられたことは自然なことなのである。

これら3つの参考資料と「高等女学校規程」第6条「学科目ノ程度」の「国語」との対応状況を以下に示す。

〔「小学校教則大綱」の読書・作文のうち、高等小学校だけを対象とした部分のみを引用〕

高等小学校ニ於テハ①読書ハ普通ノ漢字交リ文ヲ授ケ作文ハ漢字交リ文及③日用書類ヲ授ク<sup>18)</sup>  
ヘシ

〔「東京女子師範学校附属高等女学校創定規則」（以下では明治16年創定規則と略し記す。）〕

読書 読書を分て和文、漢文とす、和文は我国固有の文章にして其用殊に広く、漢文は普通の文材に資するものにして其用亦広きものなれば、共に之を課すること多し。②和文は近世の雅馴の文体を授けて、中世の雅馴の文体に及ぼし、漢文は雅馴の古文体を授く。和漢文を授くるには、読法を正しくし、意義を詳にし、兼て作文に資するを旨とし、誦読、講義等の法を用ひて、文字の音訓、句読の断続を明にし字義、句意、章意を了解せしむ。又和文の意義を了解するの力を養はんが為に、④文法を授け、文字、言語、文章の諸説を会得せしむ。

作文 作文は思想を表示し、事実を記述する者にして、其用亦広きに因り、各学級通して之

を課す。即下等科に於ては先づ普通の女用消息文及願届等，公用文類を作らしめ，次に近世の文体に倣て雅言消息文及雅言叙事文を作らしめ，兼て和歌を学はしむ。文題は実用に適するを旨とし，⑥構文は簡明着実にして鄙俗ならず雅言文，和歌の如きは，趣味優美なるを尚ぶ。<sup>19)</sup>

〔「女子高等師範学校附属高等女学校明治26年3月改定規則」(以下では明治26年改定規則と略し記す。)〕

国語 講読ハ⑤発音及ヒ読方ニ注意シ，文意ヲ了解セシメ兼テ④文法ノ大要ヲ知ラシムヘシ  
作文ハ平易⑦達意ヲ主トシ，⑧務メテ実用ニ適切ナル文題ヲ撰ヒテ之ヲ課スヘシ<sup>20)</sup>

〔「高等女学校規程」〕

## 二 国語

初メハ①普通ノ漢字交リ文ヲ講読セシメ ②漸ク中古以降ノ平易ニシテ雅馴ナル文章及歌ニ及ホシ又 ③日用書類記事文等ヲ作ラシメ兼ネテ ④文法ノ大要ヲ授ク

国語ヲ授クルニハ⑤発音及句読ニ注意シ 読方話方ニ習熟セシメ ⑥文章ヲ作ラシムルニハ簡明著 (引用者注，この文字は起草文では「着」となっている。) 実ニシテ ⑦達意ヲ旨トシ ⑧文題ハ務メテ実用ニ適スルモノヲ撰ヒ 文法ハ講読作文教授ノ際其ノ他便宜ノ場合ニ於テ之ヲ授クヘシ<sup>21)</sup>

以上のような、「高等女学校規程」とそれに先行する3資料と間の内容・表現の類似から、起草者の机上に広げられていた資料の中にこれら3資料が含まれていた可能性は高い。しかし、それでも「高等女学校規程」中の問題としている「話方」の部分を含め、四角で囲んだ3箇所の出典は不明である。

ただし，ここから，前章で触れられなかった，「高等女学校規程」に見る「話方」の第3の性格の一端を導き出すことができる。

「高等女学校規程」の問題としている部分の直前の，「発音及句読ニ注意シ」の出典は，明治26年改定規則中の「発音及ヒ読方ニ注意シ」であると考えた。なぜ，「読方」という用語が「句読」という用語に換えられたのか。この点の説明を本段落では考えていく。明治26年改定規則のこの句に「話方」を加えたいとしたならば，次の2つのいずれかに書き換えられるのが自然である。つまり，(1)「発音読方及話方ニ注意シ」か，または(2)「発音及読方ニ注意シ話方ニ習熟セシメ」のいずれかである。しかし，起草者はこのいずれも採らなかった。ここに，筆者は，起草者が明治26年改定規則と第4の資料との接ぎ合わせをはかったと想定するのである。接ぎ合わせをはかるに際し，起草者の頭の中で最初に作られた文は次のようなものであったと思われる。

明治26年改定規則	第4の資料
「発音及ヒ <u>読方</u> ニ注意シ	<u>読方</u> 話方ニ習熟セシメ」
aとする。	bとする。

しかし，これでは「読方」という用語が重複してしまう。そこで，起草者は，机上にあった資料を見渡し，明治16年創定規則の中にある「句読」という用語を借用し，aの方を書き換えたので

ある。

ここからわかることは次の2点である。

i, aの「読方」とbの「読方」は違う性質のものである。同じものであったならば、前述の(1)または(2)のいずれかの表現で済むはずである。

ii, aとbの「読方」が違うものであるとするならば、一般的な意味での「読方」はa, bのどちらであろうか。それはaであろう。aは上には「及ヒ」という接続詞、下には「ニ」という助詞が続いており、単独の名詞として限定を受けている。一方、bの下には「話方」という名詞が続いており、複合語として意味が変わっている可能性がある。つまり、筆者の解釈では、bは「読方」単独で意味を持つと考えたよりも、「読方話方」という複合語の一部とし、bの「読方」および下接する「話方」は両者が関連して独特の意味を持ったものと考えた方が合理的ということになる。これが「高等女学校規程」に見る「話方」に付与されている第3の性格となる。

「読方話方」にこの第3の性格が付与されているという、筆者の推察をさらに説得力のあるものにするためには、やはり前述の3資料以外の第4の資料を見つけ出すことが必要となる。

#### 3-4. 参考資料の探求——その2——

堀内氏は、井上の教育政策決定過程について、「井上がある施策を行なう場合にあらかじめ当該問題に関する資料を集め、意見書を提出させ、新しい方策を立てていくのがつねであった<sup>22)</sup>」と分析している。梧陰文庫に収められている文書中、高等女学校教育課程に関係する史料で、かつ学科目の程度または学科目表が記されている史料は次の通りである。

- ・ B-2905, 尚絅女学校規則摘要
- ・ B-3006, 仏国女子中学科細目
- ・ B-3039, 市立大阪高等女学校規則
- ・ B-3040, 私立静岡高等女学校規則
- ・ B-3044, 公私立女学校学科目一覧
- ・ B-3046, 仏国女子職業学校規則並教科
- ・ B-3047, 市立堺女学校規則
- ・ B-3049, 仏国女子中等教育学科課程表
- ・ B-3055, 京都府高等女学校規則摘要
- ・ B-3202, 華族女学校規則

このうち、「話方」に関係する記載が見られるのは、B-3006とB-3046だけである。しかし、B-3046の方は、学科目表の「仏語」の中に「説述」という言葉が書かれているだけである。一方、B-3006の方には、詳細な検討に値する事項が含まれている。

B-3006の「寺田実訳 仏国女子中学科細目」の第1ページには、鮮明に「二十七年十一月殺」という、井上毅自身のサインが書かれている。以下では、まず、この意味を考えてみる。

井上は明治27年8月29日をもって文部大臣の任を解かれている。その理由は21年の頃発病した肺結核の進行であった。文部大臣在任期間の後半はもはや絶対安静を必要とする事態にまで至っ

たという。解任後は葉山の別邸に臥し、翌28年3月に逝去する。<sup>23)</sup>上のサインの時期の井上の状態を知る史料として、明治27年11月19日に井上が伊藤博文にあてた手紙の一部を引用する。

日本第一之不幸男児ハ小生ニ限ると沈ムバカリニ悔恨スル事、日ニ幾度なるも知らず、最早読書病も抛却いたし、<sup>24)</sup>毎日時計ト寒暖計ヲ相手ニし、三次之食を貪るニ過キズ、ハカナキ有様御憐察可被給候

ここには敏腕な政治家の面影はまったくない。心身の衰弱は相当に進んでいたことがうかがえる。明治27年11月には、すでに「高等女学校規程」の審議は終了しており、井上は文部大臣を退き、影響力のまったくない名実ともに隠居の身になっている。このような時期にあって、このサインはどう解釈すればよいであろうか。

梧陰文庫の他の女子教育関係の文書には、このようなサインはない。この文書を受け取った時と他のそうした文書を受け取った時とでは、井上の立場は違っていたという理由づけが考えられる。公職を退いた後にこうした文書を受け取ったとしたら、それを受け取る際の意識は、自分のものというよりも、借り物に近い感覚であろう。そのため、いついつに預かりました、という意味で日付とサインが書かれたと理解できる。

この「仏国女子中学科細目」は、訳者寺田実から、文部大臣在任期間中の井上に提出され（この過程がなければ、隠居の井上のところに戻ってくる理由がつけられない。この段階では、他の文書同様、日付やサインなどは書かれなかったであろう。）、次に文部大臣井上からある人物に渡され、そして退任後の明治27年11月にその人物から井上の手元に返されてきたというコースが想定できる。（もちろん、これは考えられる最短コースである。）井上がこの「仏国女子中学科細目」を渡した人物——それはすなわち公務上この文書を必要とした人物であるが——とは、「高等女学校規程」の起草者ということになる。この推論が正しいならば、起草者は、この「仏国女子中学科細目」を参考にした、ということになる。

「仏国女子中学科細目」は、フランスにおける中等女子教育に関する法令を随意集録したものである。その対象は各教科の学習指導を含め、学校教育のあらゆる面に及んでいる。翻訳された本文書はページ数にして122ページのものであるが、その中の「高声読書ニ就テノ訓令」は9ページに渡っている。1つの教育活動にこれだけのページ数を割いているのは本文書では異例である。

「高声読書ニ就テノ訓令」では、「高声読書」そのものの定義は書かれていない。しかし、その指導内容からは、おおよそ朗読およびそのための発音発声練習に相当すると理解できる。「高等女学校規程」の「読方話方」は、複合語として独特の意味を持っているととらえたわけであるが、朗読およびそのための発音発声練習という発想から「読方話方」と「高声読書」とを比較するならば、結果的には両者とも似た活動である可能性が高い。「読方話方」とは、「高声読書」や「朗読およびそのための発音発声練習」といった概念とそれほど違っているとは考えにくいのではない。梧陰文庫を中心とした限られた範囲での状況証拠に拠るものではあるが、筆者は、起草者の書いた「読方話方」とは、「仏国女子中学科細目」にある「高声読書」を受容したもの

と推定する。

#### 4. 「読方話方」と「高声読書」——まとめにかえて——

「高等女学校規程」中の「読方話方」は、「仏国女子中学科細目」中の「高声読書」を受容したものと考えた。その受容においては、いくつかの変容が生じている。そこには、はからずも、日本における近代初期話しことば教育の特徴が現われていると解釈できる。「読方話方」と「高声読書」とを比較することによって、その特徴を指摘できる。

第3の性格に示したように、「高等女学校規程」においても「仏国女子中学科細目」においても、話しことば教育は、朗読を通じての話し方、朗読を通じての読書といった、いわゆる独話の範囲を超えず、討論などの対話・会話については十分に意識されているとは言えない。見方を変えれば、近代話しことば教育発達史の最初は、独話の教育であったことを示唆する事例と言える。また、話しことば教育は、国語科の一領域である「講読」にその発生の源を求められるという仮説が提示できることも興味深い。

「読方話方」と「高声読書」の違いとしては、以下のような点を指摘できる。

「高声読書ニ就テノ訓令」の本文中には、「高声読書」という言葉が2例みられるが、そのいずれも、「高声読書ノ科」というように一学科として独立しているように表現されている。第2例めには、「高声読書ノ科ハ五個年ヲ通シテ之ヲ課スルコトヲ要ス<sup>25)</sup>」と続いており、配当学年という点からみても、それが中等女子教育課程に広く確立された学科であることがわかる。一方、「高等女学校規程」においては、前述のように話しことばは国語科の一領域として認められていない。

「高声読書ニ就テノ訓令」の本文は、「高声読書ノ科ハ之ヲ自余ノ諸科ニ関係セシムルニアラサレハ其ノ利益十分ナラス<sup>26)</sup>」という文で始まる。「高声読書ノ科」という学科の中で、その基礎となる発音発声練習などを行い、さらに朗読形態の練習も行う一方、他学科の中でも高声読書の学習をするということになる。とりたてた指導と同時に、様々な場面での経験ということが不可欠となる話しことば教育にとっては、効果的な指導課程になっていることがわかる。一方、「高等女学校規程」においては、ここまでの指導課程は設計されていない。

話しことばの一部の形態を指導の対象としている点では両者とも同様であるが、その指導課程においては、「高等女学校規程」は相対的には不十分であると言わざるをえない。そうした違いの生じた理由は一概に決められないが、次の史料は理解の一助となるであろう。井上毅文部大臣時代の文部事務次官は牧野伸顕<sup>27)</sup>であった。牧野伸顕文書中の「(書類)文書番号236」に「女子教育上ノ弊害ニ就テ」という、エルヴィン・ベルツの演説の日本語訳(代演者、江馬賤男)が収められている。天文、幾何、代数、哲学といった学理的な学科を女子に教えることは不要であるという文脈中のものではあるが、そこには次のような記述が見られる。

自分ヲ(引用者注、男性一般をさす。)ハ終日働テ帰テ来テ夕所ヘ持テ来テ妻カラ(中略)議論ヲ仕掛ケラレテハ庭主ノ方カ堪ケンモノアル<sup>28)</sup>



ここでは、学理的な知識を持つという面と、議論をするという面の両方が批判されている。当時の啓蒙的立場にあった知識階級においても、女性の音声言語生活についてはこのような低い意識しか持っていなかった。さらに牧野伸顕文書の「(書翰)文書番号345」には、長与専斎から牧野への消息として、ベルツの「女子教育弊害論」の謄写版刊行について言及されている。この状況から、ベルツの見解は行政内外において広く受け入れられていったことが考えられる。「高等女学校規程」の中に「話方」という言葉が見られたからといって、それが直ちに、当時の我が国の女子教育における話しことば教育への高い意識の現れであるということには、必ずしもならないであろう。

なお、「高等女学校規程」以後の高等女学校話しことば教育の実際については、別の機会に発表したい。

### 【付説】

本稿は、多く状況証拠に頼っているという点に問題を残している。確証を得るに至るには、やはり起草者の探索が有効な手続きとなるであろう。現段階では起草者の確定はできていない。しかし、当時の文部参事官秋月新太郎が、「高等女学校規程」制定に何らかの関わりを持っている可能性が考えられる。井上文部大臣時代の明治27年3月7日に彼は女子高等師範学校長兼文部参事官に任命され<sup>29)</sup>、同年3月30日には、大臣官房図書課兼勤を命ぜられている<sup>30)</sup>。

井上は、女子教育に関する諮問書「問目五則」<sup>31)</sup>を発している。これを受けての答申が梧陰文庫には3点収められているが、そのうちの1点は、<sup>32)</sup>「女子高等師範学校」の名称が印刷された野紙に秋月新太郎の署名および印が押されたものである。そこには明治27年5月14日と記されている。秋月は参事官である。明治26年10月30日の「各省官制通則」<sup>33)</sup>の第19条には、「参事官ハ奏任トス大臣又ハ次官ノ命ヲ承ケ審議立案ヲ掌ル」とある。また、明治26年11月2日の官報には「文部省分課規程」の改定が述べられている。その第4条には「参事官ハ左ノ事務ヲ掌ル」<sup>34)</sup>として4項目があげられている。その第3番めに「大臣次官ノ命ヲ受ケ文案ヲ起草スルコト」<sup>35)</sup>とある。このように秋月は「高等女学校規程」の起草ができる立場にいた。また、彼が先の答申書にも見られるように女子教育に関心のあること、女子高等師範学校長であることなど、井上が承知していたところのはずである。

しかし、その一方では、彼が「教育家としては他に経歴がない。」<sup>36)</sup>という点も看過できない。教育に経験のない彼が起草を命じられたとしたならば、その内容を自ら独創するよりも、まずは起草のための参考資料を入手するであろう。梧陰文庫にも収められていない女子高等師範学校附属高等女学校の規則を、それも現行規則のみならず創定規則をも入手し参考としている点は、彼が起草者であるという印象を強くする。自分が勤務している学校と同じ敷地内にある附属高等女学校の規則を入手することは容易である。内部のものである限り創定規則を入手することも困難ではない。そして、あえて文部省を通して提出の要請をする必要もない。そのため梧陰文庫にも残らないということになる。

今後は、井上毅の方からのみでなく、秋月新太郎の方からも調べてみる事が考えられる。

【注】

- 1) 甲斐雄一郎「「話シ方」領域の成立背景」(全国大学国語教育学会編『国語科教育』31集, 学芸図書, 昭和59年3月28日)48頁。
- 2) 『官報』3473号, 明治28年1月29日, 285頁。
- 3) 教育史編纂会『明治以降教育制度発達史 第三巻』, 教育資料調査会, 昭和13年9月15日, 221頁。
- 4) 注3に同じ。222-223頁。
- 5) 注2に同じ。
- 6) 注2に同じ。286頁。
- 7) 兼重宗和「明治中期の女子教育について——とくに井上毅を中心として——」(『徳山大学論叢』13号, 徳山大学経済学会, 昭和54年12月30日)80頁などを参考。
- 8) 東京大学出版会, 昭和43年2月25日。
- 9) 注8に同じ。947-967頁。
- 10) 注8に同じ。13頁。
- 11) 国学院大学図書館調査室梧陰文庫整理委員会編『梧陰文庫目録』, 国学院大学図書館, 昭和38年11月4日。『梧陰文庫 井上毅文書』(マイクロフィルム), 雄松堂, 昭和44年。
- 12) 注9に同じ。953-954頁。
- 13) 開発社出版, 6-9頁, 執筆者不記。
- 14) 注2に同じ。
- 15) 開発社出版, 9-10頁, 執筆者不記。
- 16) 注15に同じ。10頁。
- 17) 注2に同じ。
- 18) 『官報』2516号, 明治24年11月17日, 181頁。
- 19) 『創立五十年』, 東京女子高等師範学校附属高等女学校, 昭和7年11月29日, 31頁。
- 20) 注19に同じ。39頁。
- 21) 注2に同じ。
- 22) 注9に同じ。950頁。
- 23) 本段落の最初からここまでの3行は, 佐藤秀夫「井上毅の生涯」(注8に同じ。3-12頁。)の10-11頁を抜粋・要約したものである。
- 24) 井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝 史料篇第四』, 国学院大学図書館, 昭和46年9月5日255頁。
- 25) 「仏国女子中学科細目」(B-3006)18頁。
- 26) 注25に同じ。17頁。

- 27) 国立国会図書館憲政資料室蔵。
- 28) 注27に同じ。(書類)文書番号236, 28頁。
- 29) 『官報』3206号, 明治27年3月10日, 110頁による。
- 30) 『官報』3223号, 明治27年3月31日, 351頁による。
- 31) 梧陰文庫文書番号B-2991。
- 32) B-2992。
- 33) 『官報』3103号, 明治26年10月31日, 316頁。
- 34) 『官報』3105号, 22頁。
- 35) 注34に同じ。
- 36) 東京女子高等師範学校『東京女子高等師範学校六十年史』, 昭和9年10月28日, 345頁。

**【参考文献】**(【注】で記した文献は除く。)

・教育史編纂会『明治以降教育制度発達史 第四巻』, 教育資料調査会, 昭和13年11月15日。

※引用文を含め, 旧字体は新字体に改めた。